

| 番号 | 質問受付日     | 質 問                                                                                                                                                                                                        | 回 答                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 令和8年8月10日 | 企画提案募集要領P3の5 参加申込書の提出(4)提出書類<br>⑤都道府県税納税証明書(都道府県税に未納がない旨の証明)(都道府県で交付される様式)及び⑥消費税及び地方消費税に関する納税証明書(未納がない旨の証明)について、行政庁の発行スケジュール等のやむを得ない事情により原本の提出が間に合わない場合は、参加申込書の提出期限までに現在所持している証明書の写しを提出し、後日、原本を提出することは可能か。 | 可能とします。<br>ただし、原本の提出は、令和8年8月21日(金)午後5時までとし、持参又は郵送(必着)とします。                                                                                                                                                                                                 |
| 2  | 令和8年8月10日 | 調査目的や調査内容の方向性<br>本調査結果の主な活用目的は何でしょうか。次年度以降の新規事業立案、既存事業見直し、既存事業の予算要求資料等がありますが如何でしょうか。(具体的な政策に直接かかわるレベルなのか? 統計的なデータ収集と分析が目的なのか?)                                                                             | 仕様書「2 業務目的」に記載のとおり、統計的なデータ収集と分析のみが目的ではなく、人手不足の要因及び労働移動を阻害する要因を分析し、労働移動の可能性を検討するとともに、具体的な人手不足対策等につなげていくための基礎資料を作成することを目的としています。                                                                                                                             |
| 3  | 令和8年8月10日 | 調査目的や調査内容の方向性<br>県としてこれまでの人材確保施策において特に課題と認識している事項があればご教示いただきたい。                                                                                                                                            | 仕様書「2 業務目的」及び「仕様書別紙」に記載の内容をご確認ください。                                                                                                                                                                                                                        |
| 4  | 令和8年8月10日 | 調査目的や調査内容の方向性<br>人手不足が顕著な10分野以上を抽出するとされているが、県において重点的に分析を期待する産業・職業等分野があれば教示いただきたい。                                                                                                                          | 仕様書「5 調査概要」に記載のとおり、建設、医療、福祉の3分野は必ず含めていただくこととしています。                                                                                                                                                                                                         |
| 5  | 令和8年8月10日 | 調査目的や調査内容の方向性<br>公表統計以外に県が保有する関連調査結果や行政資料の提供は可能でしょうか。(山梨県の施設や団体などを含めて入手可能なデータなど)                                                                                                                           | 業務実施上必要と認められる資料については、契約後、県と受託者で協議の上、可能な範囲で対応します。                                                                                                                                                                                                           |
| 6  | 令和8年8月10日 | ヒアリング<br>ヒアリング候補先選定に当たり、県から関係団体等への紹介や調整支援を受けることは可能でしょうか。                                                                                                                                                   | 調査の実効性を高める観点から、必要に応じて関係団体等との橋渡しや趣旨説明などの協力を行う考えです。ただし、すべてのヒアリング案件について県が事前調整を行うことを前提とするものではなく、個別の状況に応じて対応します。                                                                                                                                                |
| 7  | 令和8年8月10日 | ヒアリング<br>ヒアリングは貴庁職員同席か。先方が承認すればオンラインでの実施が可能か。また、訪問する件数とオンラインなどでも良い件数の割合はあるのでしょうか(基本は訪問、オンラインでも問わないなどの基準や目安)                                                                                                | 原則として、県の職員がヒアリングに同席することは想定しておりません。<br>また、仕様書「6 委託業務内容」記載のとおり、ヒアリングは訪問又はオンラインにより実施としていますので、先方が承認すれば基本的にオンラインで実施可能です。<br>訪問・オンラインの割合に定めはありませんが、仕様書「6 委託業務内容」記載のとおり、実施に当たっては、事前にヒアリング計画書を作成し、山梨県の承認を得ることとしていますので、ヒアリング対象の状況等を勘案し、県からヒアリング方法の変更をお願いする可能性はあります。 |
| 8  | 令和8年8月10日 | ヒアリング<br>県庁関係課室へのヒアリングについて想定部署数及び対象範囲をご教示いただきたい。※県庁関係課室とは山梨県内のことか?もしくは他の県(隣接県、参考にしたい県など)も含まれるのでしょうか。                                                                                                       | 仕様書「5 調査概要」及び「6 委託業務内容」に記載のとおり、人手不足が顕著な分野に関係する県庁内の課室を想定していますので、1分野1課室程度になることが想定されます。<br>なお、県庁内の課室とは山梨県庁内の課室を指しています。                                                                                                                                        |
| 9  | 令和8年8月10日 | ヒアリング<br>全体のヒアリング件数の目安(40件程度なのか?50件程度のかなど)があればご教示いただきたい。                                                                                                                                                   | 仕様書「5 調査概要」及び「6 委託業務内容」に記載の想定数を踏まえて提案してください。                                                                                                                                                                                                               |
| 10 | 令和8年8月10日 | ヒアリング<br>ヒアリングの時間はどの程度を想定されているのでしょうか?(1時間程度でしょうか?)。また、2名以上が参加などの条件はあるのでしょうか?                                                                                                                               | ヒアリング時間や参加人数に定めはありませんが、仕様書に定める調査内容を実施できるよう、提案者において適切に設定してください。                                                                                                                                                                                             |
| 11 | 令和8年8月10日 | 調査対象<br>分野ごとの施策提案について、提案数や検討レベルに関する想定はあるのでしょうか。                                                                                                                                                            | 仕様書「6 委託業務内容」に記載のとおり、人手不足が顕著な分野ごとに、山梨県の既存施策の改善・発展に資する提案及び新規施策の提案を行うこととしています。<br>施策提案内容については、仕様書「5 調査概要」及び「6 委託業務内容」に記載のとおりです。                                                                                                                              |
| 12 | 令和8年8月10日 | 調査対象<br>人手不足分野に関連する既存施策については、県事業のみを対象とするのか、国事業や市町村事業も含め整理することを想定しているのでしょうか。                                                                                                                                | 県事業のみを対象とすることを想定しています。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 13 | 令和8年8月10日 | 調査対象<br>労働移動可能性マトリクスについて、県としては産業間移動・職種間移動・地域間移動のうち、特に重視する視点はあるのでしょうか。                                                                                                                                      | 本業務における分析により判明する内容ですので、現時点では、特に重視する視点はありません。                                                                                                                                                                                                               |
| 14 | 令和8年8月10日 | 調査対象<br>非労働力人口からの労働参加について、特に想定している対象層(高齢者、女性、介護離職者等)があれば教示いただきたい。                                                                                                                                          | 本業務における分析により判明する内容ですので、現時点では、特に想定している対象層はありません。                                                                                                                                                                                                            |

|    |           |                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | 令和8年8月10日 | 報告書の概要<br>全体的な報告書の分量(ページ数などの目安、ボリューム感)などを伺えれば幸いです。                                                                                                                                           | 報告書の分量については、分析内容、ヒアリング結果、施策提案の内容等により変動するため、現時点でページ数等の目安を一概に示すことはできません。仕様書「6 委託業務内容」及び「7 成果物」に記載の内容を満たし、調査・分析結果及び施策提案が分かりやすく整理されたものとしてください。                                                                                                                          |
| 16 | 令和8年8月10日 | 報告書の概要<br>報告書の内容と目的、方向性や必要となる分析レベル(データや調査内容の粒度、具体性)について、考えがあればご教示いただきたい。                                                                                                                     | 報告書の内容、目的及び方向性については、仕様書「2 業務目的」、「6 委託業務内容」及び「7 成果物」に記載のとおりです。<br>分析レベルについては、人手不足が顕著な分野ごとに、ヒアリング調査結果、人手不足要因分析、労働移動を阻害する要因の分析、労働移動の可能性、既存施策の改善・発展案、新規施策案、今後の検討課題等を報告書に記載し、県が今後の施策検討に活用できる内容としてください。                                                                   |
| 17 | 令和8年8月10日 | 報告書の概要<br>既存データの集計・分析や、報告書・成果物作成等のプロセスにおいて、生成AI(ChatGPT、Copilot、Gemini等)技術を活用することは問題ございませんでしょうか。                                                                                             | 生成AI技術を活用いただくことは可能ですが、仕様書「10 権利関係」及び「11 業務上の留意事項」を遵守し、受託者の責任において適切に対応してください。<br>ただし、生成AIの出力を十分な確認なく成果物に反映することや、分析、考察、施策提案の実質的な検討を生成AIに依存することは、本業務の趣旨に沿うものではありません。本業務の目的を踏まえ、受託者の専門的知見に基づき、根拠確認、内容精査、分析の妥当性確認、個人情報及び機密情報の適切な取扱い等を行った上で、仕様書に定める業務内容及び成果物の品質を確保してください。 |
| 18 | 令和8年8月10日 | 報告書の概要<br>データ収集・分析等のために構築する環境について、将来的に貴庁での活用やスムーズな業務引き継ぎをご希望される場合、貴庁で既に導入されている生成AIツール(ChatGPT、Copilot、Gemini等)に合わせることが可能な場合もございます。つきましては、現在、貴庁において導入・活用されている生成AIツールを差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。 | 委託契約後の県・事業者間のご相談事項になる可能性はあると考えますが、現時点では、県の利用ツールに関する個別情報は回答いたしません。                                                                                                                                                                                                   |